

クラウドサービス ご利用規約

第1条（総 則）

本利用規約(以下、「本規約」という。)は、お客様(以下、「甲」という。)が株式会社シーティーエス(以下、「乙」という。)の提供するクラウドサービスを利用(以下、「本サービス」という。)するにあたり、乙が別途定めるレンタル基本約款(以下、「約款」という。)及びサブスクリプション契約条項(以下、「契約条項」という。)に基づき、甲乙間の権利義務関係を定めるとともに、本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。

第2条（用語の定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）を意味します。
- (2) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。
- (3) 「利用契約」とは、第4条第3項により甲乙間に成立する本規約の諸規定に従った本サービスの利用にかかる契約を意味します。

第3条（本サービスの内容）

乙が甲に提供する本サービスの内容は本規約の【別表】の通りとなります。

第4条（登録）

1. 甲は、本サービスを利用するにあたり本規約を遵守することに同意し、かつ乙の定める一定の情報(以下、「登録情報」という。)を乙の定める方法で乙に提供することにより、乙に対し、本サービスの利用を申請することができます。
2. 乙は、前項に基づき登録を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。
 - (1) 本規約に違反するおそれがあると乙が判断した場合
 - (2) 乙に提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (3) 過去に本サービスの利用の登録を取り消された者である場合
 - (4) 乙が別途定める約款及び契約条項における反社会的勢力に係る条項のいずれかに該当する場合
 - (5) その他、乙が登録を適当でないと判断した場合
3. 乙は前項の他、約款及び契約条項の内容に基づき、甲の登録の可否を判断し、乙が甲の登録を認める場合にはその旨を甲に通知します。当該通知により登録が完了し、これをもって、利用契約が甲乙間に成立します。

第5条（料金及び支払方法）

本サービスの利用料金及び支払方法は、約款及び契約条項で定めた通りとします。

第6条（安全管理）

1. 乙は、本サービスに保存される甲のデータを安全に管理し、適切なセキュリティ対策を講じます。
2. 甲は、本サービスの申請にあたり乙が登録を認めた登録情報にかかるパスワード及びIDを自己の責任において、管理及び保管するものとし、第三者に対して貸与、譲渡、売買してはならないものとします。
3. パスワード又はIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は甲がその責を負うものとし、乙は一切の責任を負いません。
4. 甲は、パスワード又はIDが濫用され、又は、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を乙に通知するとともに、乙からの指示に従うものとします。

第7条（禁止行為）

1. 甲は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。
 - (1) 乙、又は甲以外のお客様、外部事業者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）
 - (2) 第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する内容のデータを送信する行為
 - (3) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
 - (4) 猥褻な情報又は青少年に有害な情報を送信する行為
 - (5) 异性交際に関する情報を送信する行為
 - (6) 反社会的勢力に対して、直接又は間接的に利益を供与する行為
 - (7) 法令又は乙若しくは甲が所属する業界団体の内部規制に違反する行為
 - (8) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
 - (9) 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
 - (10) 乙が定める一定のデータ容量以上のデータを本サービスを通じて送信する行為
 - (11) 本サービスの全部又は一部を商業目的で、使用方法を問わず利用する行為（それらの準備を目的とした行為も含みます。）
 - (12) 乙又は第三者になります行為（詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
 - (13) 本サービスのサーバ等のアクセス制御機能を解除又は回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為
 - (14) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段（いわゆるフィッシング及びこれに類する手段を含みます。）により第三者の登録情報を取得する行為
 - (15) 長時間の架電や同様の問い合わせを過度に行い、又は義務や理由のないことを強要し、乙の業務に著しく支障を生じさせる行為
 - (16) 乙による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為

(17) その他、乙が不適切と判断する行為

2. 本サービスにおける甲による情報の送信行為が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると乙が判断した場合、乙は甲に何ら通知をすることなく、本サービスの利用を停止することができるものとします。

第8条（本サービスの停止等）

1. 乙は、以下のいずれかに該当する場合には、その旨を甲に通知し、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。ただし、緊急やむを得ないと乙が判断した場合は、この限りではありません。
 - (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) コンピューター・通信回路、その他ハードウェア等が事故により停止した場合
 - (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - (4) 外部サービスに、トラブル、サービス提供の中止又は停止、本サービスとの連携の停止、仕様変更等が生じた場合
 - (5) その他、乙が停止又は中断を必要と判断した場合
2. 前項に定める事態が長期にわたり改善されない場合、運用上もしくは技術上の理由により、乙が本サービスの中止もしくは廃止が必要であると判断した場合、又は不測の事態により乙が本サービスの提供が困難であると判断した場合には、乙は事前に甲に通知の上、本サービスの一部もしくは全部を中断又は廃止することができるものとします。
3. 乙は理由の如何を問わず、60日前までに甲に通知することにより、乙が提供する本サービスの一部もしくは全部を乙の判断で中断又は廃止することができます。
4. 乙は、本条に基づき乙が行った措置に基づき甲に生じた損害について一切の責任を負いません。

第9条（対応ハードウェアその他の設備）

1. 本サービスの提供を受けるために必要な、対応ハードウェア、スマートフォンその他の機器の準備及び維持は、甲の費用と責任において行うものとします。
2. 甲は自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。

第10条（通信履歴の保護）

1. 乙は、甲が本サービスを利用する過程でサーバに記録されるデータ及びアクセスログ並びに甲の本サービスへのアクセス数（以下「本通信履歴」という）を秘密として保持し、甲に本サービスを提供する過程で必要となる乙の管理作業の目的以外に使用しないものとします。
2. 乙は、本サービスを提供するために実施が必要なユーザーサポート、サービスメンテナンス及び利用料金の請求等の管理作業を実施する目的で、本通信履歴へアクセスすることができるものとします。
3. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、乙は本通信履歴のうちのアクセスログを統計的に分析・加工し、甲を識別できない状態において当該分析・加工結果を第三者への提供を含め、本サービスの提供以外の目的で使用できるものとします。

4. 乙は、甲の事前の同意を得ずに、本通信履歴を第三者に提供しないものとします。ただし、次に定める場合には、乙は甲の事前の同意を得ずに、本通信履歴を第三者に提供することができるものとします。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、甲の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、甲の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、甲の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第 11 条（個人情報）

乙は、甲の個人情報について、約款及び契約条項で定めた通りに取扱いします。

第 12 条（開発中のサービス）

1. 乙は、甲に対して、本サービスの一部又は本サービスとは独立したサービスとして、開発中のサービスを提供することができるものとします。
2. 乙は、乙が必要と判断した場合には、甲に事前に通知をすることなくいつでも開発中のサービスの内容を変更し、又は開発中のサービスの提供を停止若しくは中止することができるものとします。
3. 乙は、開発中のサービスの特定の目的への適合性、商業的有用性、完全性、継続性等を含め、一切保証を致しません。

第 13 条（登録取消等）

1. 乙は、甲が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該甲について本サービスの利用を一時的に停止し、又は甲としての登録を取り消すことができます。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 乙、甲以外のお客様、外部事業者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
 - (4) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
 - (5) 3ヶ月以上本サービスの利用がなく、乙からの連絡に対して応答がない場合
 - (6) 乙が別途定める約款及び契約条項における債務不履行に係る条項のいずれかに該当する場合
 - (7) その他、乙が甲としての登録の継続を適当でないと判断した場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、甲は乙に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに乙に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
3. 乙及び甲は、それぞれ 7 日前までに乙所定の方法で相手方に通知することにより、甲の登録を取り消すことができます。
4. 乙は本条に基づき乙が行った行為により甲に生じた損害について一切の責任を負いません。

5. 本条に基づき甲の登録が取り消された場合、甲は、乙の指示に基づき、乙から提供を受けた本サービスに関連するソフトウェア、マニュアルその他の物につき、返還、廃棄その他の処分を行うものとします。
6. 本条及び本規約の他の条の規定に基づき、本サービスの利用を停止または登録の取り消し等で終了した後、乙は本サービスに残存している甲のデータ等を 30 日後において、甲に事前に通知することなく完全に削除できるものとします。
7. 事由の如何を問わず、本サービスの利用期間中における甲のデータ等の回収及び消去については甲が実施するものとし、前項に基づきデータ等が削除されたことにより甲に何らかの損害が生じた場合でも、乙はその責任を負わないものとします。

第 14 条（保証の否認及び免責）

1. 甲は、甲自身の自己責任において本サービスを利用するものとし、乙は、甲が本サービスを利用して行った一切の行為、その結果について責任を負いません。
2. 甲は、本サービスを利用するが、甲に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、乙は、甲による本サービスの利用が、甲に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
3. 本サービスに関連して甲と甲以外のお客様、外部事業者その他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、甲の責任において処理及び解決するものとし、乙はかかる事項について一切責任を負いません。
4. 乙は、本サービスが全ての情報端末に対応している事を保証するものではなく、本サービスの利用に供する端末の OS バージョンアップ等に伴い、本サービスの動作に不具合が生じる可能性がある事について、甲はあらかじめ承するものとします。
5. 乙は、本サービスに関連して甲が被った損害について、賠償する責任を一切負わないものとします。また、消費者契約法の適用その他の理由により、乙が甲に対して損害賠償を負う場合においても、乙の賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害は含まないものとし、損害の事由が生じた時点から遡って過去 3 ヶ月間の期間に甲から現実に受領した本サービスの利用料金の総額を上限とします。
6. 乙の責めに帰すべき事由により、甲が本サービスを全く利用できない状態に陥った場合、乙は、乙が当該利用者における利用不能を知った時刻から起算して 48 時間その状態が継続した場合に限り、1 ヶ月分のサービス利用料金に相当する額の 30 分の 1 に利用不能の日数を乗じた額（円未満切り捨て）を限度として、甲の請求により甲に現実に発生した、サービス利用不能に関する損害の賠償に応じます。ただし、乙が支払うべき損害額が 1 万円未満の場合は、利用不能の時間と同等の契約期間の延長をもって損害の賠償に代えるものとします。
7. 電気通信事業者等の提供する電気通信役務に起因して本サービスが利用不能となった場合、甲に対する損害賠償総額は、乙がかかる電気通信役務に関し当該電気通信事業者等から受領する損害賠償額を限度とし、乙は前項に準じて甲の損害賠償の請求に応じるものとします。
8. 本サービスのサーバからのデータの発信に起因し、又は関連して発生する発信者としての法的責任は甲が負うものであり、本規約に定める乙の権利・義務は、いかなる意味においても乙が当該発信者に該当しないという乙の法的地位に影響を及ぼさないものとします。

9. 以下のいずれかの事由に起因し又は関連して甲に発生する第三者とのトラブル及び損害等に
関し、乙は一切の責任を負わないものとし、甲は甲の負担と責任において対応するものとします。

- (1) 甲が本サービスを利用して行うデータ通信
 - (2) 甲が本サービスを利用して行うデータ通信によるウイルス感染
 - (3) 乙の責に帰すべき事由によらない、乙の本サービス提供用コンピューター・システムに対
する第三者による干渉により発生した各種現象
 - (4) 本サービス利用時の混雑、通信回線の混雑、甲ご利用のハードウェア及びソフトウェアそ
の他の事情により発生した本サービス利用上の不具合
 - (5) 本サービスと外部サービスの連携利用の際に、外部サービスに起因又は関連して発生した
本サービス提供上の不具合
 - (6) 天災・火災・騒乱等その他の不可抗力及び通信事業者又はインターネットプロバイダの通
信回線の故障その他、乙の責に帰すべき事由によらない事由により発生した本サービス提供
上の不具合
 - (7) 甲が利用している外部ストレージサービスに保存されているあらゆるデータの保全
10. 甲による本サービスの利用又は利用不能に関連して乙に生じる甲に対する責任は、本規約に
明示的に定めるものに限られるものとし、その他一切の責任を甲に対し乙は負わないものとし
ます。また、いかなる場合においても乙の甲への損害賠償義務は1ヶ月間の本サービスについ
て甲から支払われるべき利用料金の範囲内、お申込みが年間契約の場合には利用料金の12分
の1の金額の範囲内とします。

第 15 条（甲の賠償等の責任）

- 1. 甲は、本規約に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して乙に損害を与えた場
合、乙に対してその損害を賠償しなければなりません。
- 2. 甲が、本サービスに関連して甲以外のお客様、外部事業者その他の第三者からクレームを受
け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を乙に通知するとともに、
甲の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、乙からの要請に基づき、その経過及
び結果を乙に報告するものとします。
- 3. 甲による本サービスの利用に関連して、乙が、甲以外のお客様、外部事業者その他の第三者
から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、甲は当該請求に基づき乙が当
該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。

第 16 条（規約内容の変更）

本規約の内容及び別表記載の本サービスの内容について、変更が一般の利益に適合する場合、又
は変更が契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容が相当であるなど、その他変更
に係る事情に照らして合理的である場合には予告なく変更することができるものとします。

第 17 条（連絡・通知）

本サービスに関する問い合わせその他甲から乙に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関
する通知その他乙から甲に対する連絡又は通知は、乙の定める方法で行うものとします。

第 18 条（権利等）

1. 本サービスに使用するコンピューター・システム及びソフトウェアの所有権、著作権は乙に帰属します。
2. 甲においてコンピューターに入力したデータの所有権、著作権、著作者人格権の一切は、原則として甲に帰属します。

第 19 条（本規約の譲渡等）

甲は、乙の書面による事前の承認なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第 20 条（完全合意）

本規約は、本規約に含まれる事項に関する乙と甲との完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本規約に含まれる事項に関する甲と乙との事前の合意、表明及び了解に優先します。また、本規約に規定のない場合で、約款及び契約条項に規定がある場合には当該約款及び契約条項の規定が、約款及び契約条項の規定が本規約の規定に抵触する場合には、本規約が優先適用されることいたします。

第 21 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能を判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、甲及び乙は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第 22 条（協議事項）

本規約又は乙が別途定める約款及び契約条項に定めのない事項、あるいは本規約に関して疑義が生じた場合には甲乙協議の上、お互いに誠意をもって解決をはかるものとします。

以上

制定・施行日 2020 年 10 月 1 日

改訂日 2023 年 4 月 1 日

2024 年 1 月 1 日

【別 表】

本利用約款第3条の本サービスの内容は以下となります。(2024年1月1日 現在)

1. クラウドストレージサービス (Fileforce For Construction、Fileforce)
2. レンタルクラウド (iConbox)
3. 「D.E.Cloud Service」で提供する各種クラウドサービス

以上